



情報提供

2020 No.003

令和2年10月14日

特殊詐欺事件の発生について

～大仙警察署からの情報提供です。～

1 被害年月日

令和2年10月13日（火）

2 被害者

大仙市居住の80代女性

3 被害品

キャッシュカード 1枚

4 被害状況

令和2年10月13日の午前中、被害者宅の固定電話に市役所や金融機関の職員を名乗る男から電話があり、「保険料のお返しがあります。」「入金するために通帳が必要になります。」「キャッシュカードが必要です。これから取りに行きます。」と言われた。

被害者は、保険料の払戻金を受け取ることができるものと信じて、自宅を訪れた男に、金融機関のキャッシュカード1枚を手渡した。

その後、金融機関に問い合わせたところ、被害者名義の預金口座から合計100万円が引き出されており、だまされたことに気が付いたもの。

5 警察からのお願い

市役所や金融機関の職員を名乗って、保険料等の還付金があるなどと申し向け、通帳やキャッシュカードをだまし取るのは詐欺の手口です。市役所や金融機関を名乗る相手から、電話でお金や口座の話がされた場合は、そのまま相手の指示に従って行動せず、通帳やキャッシュカードを渡したり、お金を振込んだりする前に警察に相談して下さい。